



序 論

-
- 第1章 総合計画の趣旨
 - 第2章 総合計画策定の背景
 - 第3章 総合計画の構成と期間



第1部 序 論

第1章

総合計画の趣旨

浜中町は、まちづくりの基本となる総合計画をこれまで4期にわたり策定し、これを指針にその時代背景や社会情勢に対応しながら総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

21世紀を迎えた今日、日本の経済情勢は大きく変革し、少子高齢社会の進展と環境を重視した社会、高度情報通信社会へと急速に移行しており、浜中町においても新しい社会

への対応が迫られているところです。

本町においても人口減少と少子高齢化は進展し、地域を支える社会情勢は極めて深刻な問題を抱えていることから、第4期で推進してきたまちづくりの成果と反省を踏まえ、本町の個性と持続的な発展を継続するために、新しい町の指針となる「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」を策定します。



生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

第2章

総合計画策定の背景

第1節 新たな時代の流れ

新しいまちづくりを進めていくためには、社会情勢の変化を的確に捉えながら柔軟に対応すること、今後取り組むべき課題をしっかりと把握することが必要となります。

1. 少子化の進行と人口減少社会の現実

日本は世界一の長寿国となり、高齢化が進む一方、^{※1}合計特殊出生率は低下を続け、人口減少社会が到来しました。今後もさらに高齢者の人口比率は増加傾向にある一方、年少人口の比率は減少して行くと予想されます。次世代に負担を求める社会構造は確実に変化しており長寿社会に対応した人生設計や高齢者の健康管理、子育てへの支援策など福祉施策の充実と展開が求められています。

2. 地方分権の進展

地方分権推進法(平成19年)の施行などにより、国と地方自治体の役割分担が大きく見直され、市町村が担う役割はより大きなものになりました。道内の市町村も平成の大合併により212市町村から179市町村となりましたが、浜中町は自立の道を選び小さくても個性あるまちづくりを続けています。

これらのことから、自主性や自立性の高い行政運営が可能となり住民の要望や地域特性など、より時代の変化に対応したまちづくりが求められており、町民と行政がしっかりと役割を分担し、課題解決に向け取り組まなければなりません。

3. 循環型社会の構築と環境保全

近年、地球規模での環境破壊や生産活動に伴う地球温暖化などが進み、自然環境は極めて劣悪な現状にあります。石油エネルギーに依存した構造を風力や太陽光といった自然エネルギーへ転換する時代になってきており、浜中町の地域特性を生かした^{※2}バイオマスなど新しいエネルギー源の開発を進める、^{※3}循環型社会の構築を図っていかねればなりません。

また、自然との共生を図り、自然を大切にしながら、引き続き環境にやさしいまちづくりを進める必要があります。

4. 健全な財政運営と行政の効率化

国の地方交付税抑制や地域経済の低迷により、地方公共団体の財政状況は大変厳しい状況にあり、今後も税源移譲や地方分権による国からの交付金の減額が考えられ、ますます厳しい財政運営が予想されます。

このような中、健全な財政運営を図るべく平成17年度には財政再建プランを策定しており、これに沿ってさらに効率的行政運営を図っていかねばなりません。

※1 合計特殊出生率：女子の年齢別出生率の合計で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数をあらわす。

※2 バイオマス：エネルギーとして利用することができる家畜ふん尿や食品廃棄物など生物に依存する資源。

※3 循環型社会：廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等のうち有用なものを環境資源としてとらえ再使用、再生利用、熱回収という循環的利用を図る取り組み。



第2節 浜中町の概要

1. 位置・自然条件

浜中町は、北海道の東部釧路支庁管内の東端に位置し、東は根室市、北は別海町、西は厚岸町に接し、東南を太平洋に面しほぼ中央に霧多布半島が形成され、厚岸道立自然公園の一角をなしています。

町の総面積は、423.43km²で約67kmに及ぶ海岸線は砂浜や奇岩絶壁を有し、嶮暮帰島をはじめとする大小の無人島が点在している。南面を形成する海岸線の中央にある霧多布湿原は火散布沼や藻散布沼とあわせ^{*}『ラムサール登録湿地』に認定されているほか「霧多布泥炭形成植物群落」として国の天然記念物に指定されています。内陸部は中央を東西に鉄道が走っており、森林と農村地帯が広がり平坦な丘陵原野を形成しています。気候は、年間平均気温5～6℃、最高気温は海岸部で20℃前後、内陸部で25℃前後、最低気温は-10℃前後と冷涼であり、春から夏にかけては沿岸部を中心に霧が発生しやすく、また秋から冬にかけては好天が続き年間降雨量は1,000mm程度となっております。

交通は、釧路市と根室市を結ぶ国道44号線のほか中標津空港へ接続する道道別海厚岸線、海岸線を結ぶ根室浜中釧路線(北太平洋シーサイドライン)、町道の300路線は地域住民の生活と産業道路そして観光道路として重要な役割を果たしております。

2. 沿革と歴史

浜中町は、元禄14年(1701年)に、当時の松前藩がキイタツ場所を開いたのが始

まりといわれ、明治2年(1869年)に佐賀藩から12戸の移住者などが集落を形成したのが定住者の始めとなりました。明治13年(1880年)には榊町に戸長役場が設けられ、明治39年(1906年)に霧多布ほか1町4村が合併し浜中村と改められました。

大正8年(1919年)には1級町村制を施行し、国鉄根室本線の開通後は本格的な入植が始まり、急速に発展してきました。昭和27年(1952年)の十勝沖地震津波、昭和35年(1960年)のチリ沖地震津波と二度にわたる大津波により甚大な被害を受けたが、町民の努力により驚異的な復興を成し遂げ、昭和38年(1963年)には町制を施行し現在に至っています。

3. 人口の動態・就業構成

浜中町の人口は、平成17年の国勢調査によると総数は7,005人世帯数2,338世帯となっており、1世帯当たりの世帯人員は3.0人となっております。昭和35年(1960年)には11,915人を数えていましたが、その後の高度経済成長期に若者を中心とする町外への流出と少子化が進み、減少傾向が続いています。世帯数は人口減少にもかかわらず、単独世帯や少人数規模の核家族化、世帯分離などによりほぼ横ばい状態が続いています。

人口構成については、平成17年の国勢調査によると年少人口(0～14歳)が1,023人で14.6%、老年人口(65歳以上)が1,681人で24.0%、4人にひとりが高齢者となっております。平成12年と比較すると年少人口

^{*}ラムサール登録湿地：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」採択地のイラン・ラムサールの名をとってラムサール条約と略称される。



生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

は減少する一方で高齢者人口の増加が続いています。産業別就業者構成では、第一次産業が2,241人(52.4%)、第二次産業が582人(13.6%)第三次産業が1,455人(34.0

%)となっており、平成12年と比較すると就業者人口は減っているものの、第一次、第二次産業ともにわずかに増加傾向にあり、第三次産業が減少している傾向にあります。

第3節 計画づくりの視点

時代の変化が計画づくりの視点にも変化を与えます。町民の福祉充実はもとより、産業面での課題や問題点などを的確に捉え、浜中町の地域特性と可能性を見極めながら、より実効性のある総合計画を策定しなければなりません。

(1) 時代の変化に対応した施策の展開

①重点事業の選択と施策の展開

財政再建プランに沿いながら、地域に活力を与えることができる施策を選択し、限られた財源を有効に投資していきます。

②独自性のある施策の展開

浜中町のもつ地域性や潜在能力を見直し、独自の個性を地域内外に発信しながら浜中町の魅力を発揮していきます。

③町の大きさに合った施策の展開

自然環境を保全するとともに町の大きさにあった機能の充実したまちづくりを進めます。

④暮らしていることへの充実感の提供

町民として誇りをもち、心豊かな地域を創造するまちづくりを進めます。

⑤効率的・効果的施策の展開

これまで整備した社会資本施設を有効的に活用していきます。

(2) 自立し発展する新たなまちづくり

①地方分権社会に対応したまちづくり

地域の自主性を重視する施策を立案し、勧められるから実行するのではなく、自らの責任において選択し実行していきます。

②活力ある地域社会の持続的発展

地域間の競争が激しい中、生き残りをかけ、豊富な地域資源を最大限に活かし、新しい発想のもと地域が一体となった社会形成を展開していきます。

③人材の育成

人づくりは地域を形成する上で極めて重要であることから、長期的視点に立って人材育成を進めていきます。

(3) 協働によるまちづくり

①町民との協働

*¹ 協働のまちづくりを進めるため、地域との連携を密にし、信頼関係を構築するとともに各分野における地域活動を促進します。

②民間団体等への支援

*² NPOや町民が主体の団体などが行う地域づくり活動を支援していきます。

※1 協働：行政と町民が一体となって、出来るところを互いに協力しあいながら補う推進体制のこと。

※2 NPO（民間非営利組織・Non Profit Organization）：

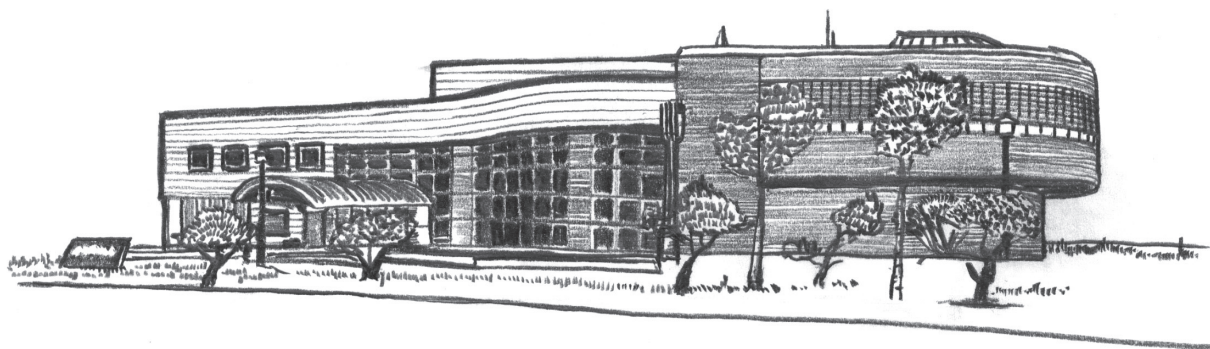
文化や環境、まちづくりなど様々な分野で社会的な課題に自主的、主体的に取り組む民間の活動促進を目的とした法律。



第3章 総合計画の構成と期間

第1節 計画の名称と期間

本計画は、浜中町の将来に向けたまちづくりを実現するための指針となるもので、「第5期浜中町新しいまちづくり総合計画」と呼称し、計画期間は平成22年度から始まり、平成31年度を最終とする10カ年計画とします。



生命支える大地と海
自然と調和するまち
はまなか
～未来につなごう 豊かな環境～

第2節 計画の構成

この総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」により構成されています。

〔基本構想〕

基本構想は、浜中町がめざす将来の姿を描き、人口などの各種指標を定めるとともに、基本的な施策の大綱を分野別に明らかにしたものです。

〔基本計画〕

基本計画は、基本構想で定めた将来目標と施策の大綱を受けて、分野ごとの現状と課題を明らかにし、推進すべき主な施策を体系的に示したものです。

〔実施計画〕

実施計画は、基本計画を受け、前期5カ年、後期5カ年の行政が取り組む具体的な事業を明らかにするものです。地域の実態や緊急性、財政状況や国・道の施策の動向などを勘案しながら策定するもので、毎年の予算編成の指針となるものです。

《第5期浜中町新しいまちづくり総合計画の構成・期間》

